

登園届

園長宛

園児氏名(年 月 日生)

診断名：(診断日 年 月 日)

年 月 日、医療機関「」を受診し、病状が回復し

集団生活に支障がない状態となったため、年 月 日から登園可と判断されました。

年 月 日 保護者氏名

園は集団生活の場です。感染症の流行をできるだけ防ぐことはもちろん、園児が一日快適に生活できることが大切です。下記の感染症については、下記の登園のめやすを参考に、医療機関に再度受診し、登園可否の確認を行ったうえで、保護者が登園届を記入し、提出をお願いします。

(症状等について不明な点がある場合は、園から受診された医療機関に、問い合わせする場合があります。)

①【登園届の提出が必要な感染症】

登園のめやすは、学校保健安全法施行規則及び厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」を参考にしています。		
感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		感染のおそれがなくなってから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸炎（O157、O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

下記の疾患に関しても、必ず医師の診察を受け、登園可否の確認をしてください。

なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。状況に応じて、登園届の提出をお願いする場合があります。

②【必要時、登園届の提出をお願いする感染症】

感染症名	感染しやすい時期	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治っていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ロタ、ノロ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
とびひ	効果的治療開始後24時間まで	皮疹が乾燥しているか、湿潤部位が被覆できる程度のものであること